

共済組合ニュース

令和6年8月発行

京都市職員共済組合

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎3階

電話) 075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)

令和5年度決算が承認されました

令和5年度決算の主な経理について概要をお知らせします。

◆短期経理(健康保険、介護保険)

加入者の病気、負傷、出産、死亡等への給付や高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払いを行う経理です。

収入総額	12,695,662千円 (負担金、掛金、補助金等)
支出総額	12,567,592千円 (給付金、拠出金等)
剰余金(128,070千円)は、今後の支出増に備え積立を行います。	

令和6年度も令和5年度に引き続き掛金率を引き上げましたが、医療費等は増加傾向にあり、依然として予断を許さない状況となっています。



◆保健経理(保健事業)

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック、各種がん検診などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	476,672千円 (負担金、掛金等) ※他経理からの繰り入れ60,000千円を含む
支出総額	463,704千円 (厚生費、特定健康診査等費等)
剰余金(12,968千円)は、持続可能な事業運営のため積立を行います。	

引き続き、保健事業の見直し等を進め、他経理からの繰り入れに頼らない事業運営を目指す必要があります。



生活習慣病にかかる医療費の状況

当組合の医療費総額は増加の一途をたどっています。中でも、人工透析（腎不全）・脳血管疾患・虚血性心疾患などの生活習慣病重症化による疾患は、一人当たりの医療費が高額となっています。

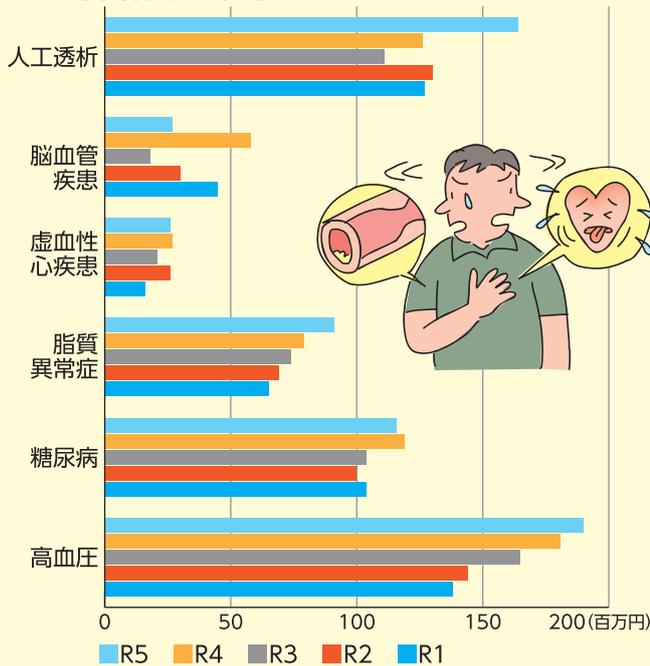
健康診断の結果等で「受診を要する」との結果が出た方は、早期に医療機関で受診してください。放置しておくと、重症化につながります。とくに、糖尿病や高血圧が重症化し、腎不全となると、人工透析治療（週3回、1回4～5時間の治療）が必要となるほか、医療費も非常に高額になります。

医療費の増加がさらに進むと、財源率（掛金率）も引き上げざるを得ず、加入者の皆さまの負担も増加することとなります。

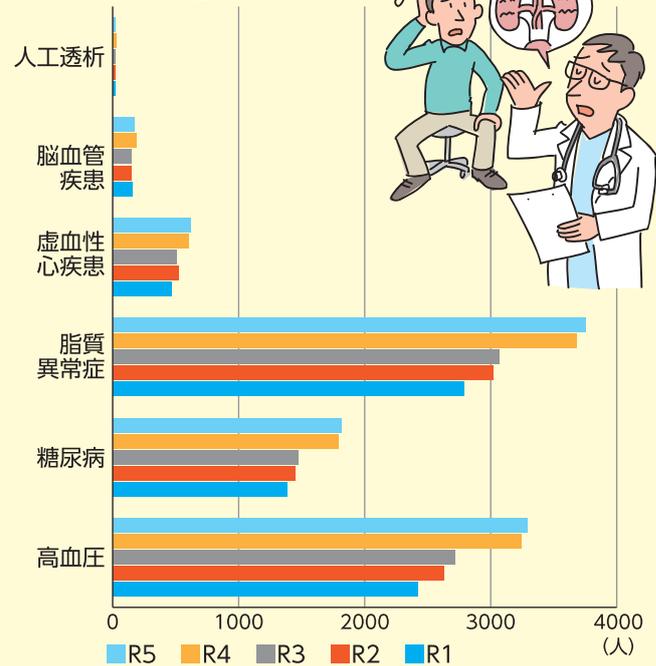
良い生活習慣で、生活習慣病を撃退しましょう！



医療費総額の推移



保有者数の推移



ご家族向け

特定健診が無料で受診できる「受診券(セット券)」を組合員のご自宅に送付しました

ご自宅に届きましたら、ぜひ利用してください

受診券有効期限：令和6年12月31日(火)

7月下旬頃、組合員のご自宅宛にご家族の方がご利用いただける**特定健康診査受診券(セット券)**を発送*しました。受診券を医療機関で提示していただくことで、**通常 7,000 円以上かかる特定健康診査を無料で受けていただくことができます。**ご家族の方は健診を受ける機会が少ないため、無料で受診できるこの機会に**生活の点検・見直し**をすることで、**健康を維持し、将来の医療費も抑えましょう。**

*発送対象者は当組合の人間ドック等を受診されない方になります。



特定健康診査受診券(セット券)

受付者情報欄
 受付者の氏名
 姓 名
 生年月日
 有効期限
 診察内容

選択での自己負担

年一度は血液検査や尿検査を受けていますか？

特定健診は毎年必ず受診しましょう。

無料

お近くの健診機関で受診できます

対応する医療機関では、特定健診の際に、保健指導対象者であると分かった場合、その日から保健指導を始めることが可能です。ぜひご利用ください。

保険者 所在地 京都府京都市中京区西洞院通上る上本町4丁目48番地
 保険者電話番号 075-222-3239
 保険者番号 名称 32260317
 京都府社会保険局
 支店 京都府社会保険局 社会保険部 保険課 庶務室

ジェネリック医薬品への切り替えをお願いします

日頃は、ジェネリック医薬品をご利用いただきありがとうございます。

皆様のご協力のおかげで、当組合のジェネリック医薬品利用率は、少しずつ増加していますが、他都市と比べると未だ利用率は低い状況です。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効性や安全性について基本的に違いはありませんが、価格は安く抑えられるものです。お薬代の節約になるだけでなく、当組合の医療費抑制、ひいては掛金率の抑制にも繋がりますので、是非積極的にご利用ください。



市職員共済組合 ジェネリック医薬品利用率 (令和5年9月診療分)



ジェネリック医薬品 (後発医薬品) とは…

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。



心が疲れたり、悩みがあるときは…ひとりで悩まずご相談ください

仕事のストレスや人間関係など、心に悩みのある方はひとりで悩まず、まずはお電話ください。経験豊富なカウンセラーが解決をお手伝いします。

プライバシーは完全に守られていますので、安心してご利用いただけます。

こころの電話健康相談
☎ 0800-7009884

詳しくは福利厚生の本P.29をご覧ください。



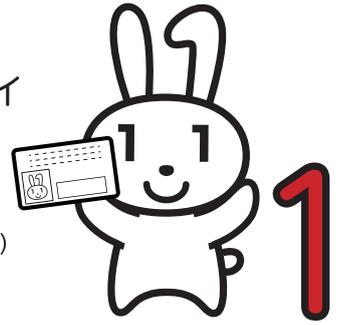
マイナンバーカードの保険証利用について

◆従来の組合員証は廃止されます

法改正により、令和6年12月2日以降、組合員証が廃止され、マイナ保険証を基本とするしくみに移行します。

これに伴い、組合員証の新規発行・再交付はできなくなります。

※発行済の組合員証は、最長令和7年12月1日まで(有効期限がそれ以前に切れる場合はその有効期限まで)使用することができます。



◆マイナ保険証をご利用ください

医療機関や薬局では、マイナ保険証をご利用ください。ただし、マイナンバーカードを取得されていない方などに対しては、被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付する予定です。資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

資格確認書の交付手順については、別途通知いたします。



◆マイナ保険証の利用方法

マイナ保険証の利用に当たっては、以下の3ステップが必要です。

STEP1 マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2 マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

詳しくは厚生労働省のHP等をご覧ください。➡



◆マイナ保険証のメリット

		マイナンバーカードの健康保険証利用	従来の組合員証
①医療機関・薬局への情報共有		情報提供に同意することで、初めて訪れる医療機関・薬局でも過去の医療情報をデータで共有可能。より良い医療を受けることができる	記憶などをもとに自身で過去の医療情報を説明
②医療従事者の負担		マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて医療情報などがデータ共有できるので、事務職員の負担が軽減される	組合員証の内容を事務職員が手入力
③本人確認の精度		顔認証または暗証番号による認証のため不正防止につながりやすい	顔写真の掲載や認証フローがない
④患者負担 ※3割負担の場合	初診料	6円(2点) ※月1回に限る	12円(4点) ※月1回に限る
	調剤管理料	3円(1点)	9円(3点)